



富山県知事 石 井 隆 一

## 富山県告示第270号

土地改良区の定款変更の認可について

福野町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年5月7日認可した。

令和2年5月22日

富山県知事 石 井 隆 一

## 富山県告示第271号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第6条の規定により告示する。

令和2年5月22日

富山県知事 石 井 隆 一

氏名	担当する医療の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
清水 英子	内科	射水市民病院	射水市朴木20番地	令和2年5月1日
庄司 泰弘	外科	独立行政法人労働者健康安全機構富山労災病院	魚津市六郎丸992番地	令和2年4月1日
山上 亨	整形外科	独立行政法人労働者健康安全機構富山労災病院	魚津市六郎丸992番地	令和2年5月1日
近藤 悟	耳鼻咽喉科	独立行政法人労働者健康安全機構富山労災病院	魚津市六郎丸992番地	令和2年5月1日

脇田 重徳	内科、リハビリテーション科	医療法人社団友愛病院会黒部温泉病院	黒部市窪野 929 番地	令和2年5月1日
真弓 卓也	内科	高岡市民病院	高岡市宝町4番1号	令和2年5月1日
正司 政尚	小児科	高岡市民病院	高岡市宝町4番1号	令和2年5月1日
須澤 俊	整形外科	高岡市民病院	高岡市宝町4番1号	令和2年5月1日

## 富山県告示第272号

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和2年5月22日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			
共創未来東三日市薬局	黒部市三日市 3470 番地	育成医療、更生医療	調剤	令和2年5月1日

## 富山県告示第273号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和2年5月22日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
シメノドラック 黒部薬局	黒部市牧野 721 番地	育成医療、 更生医療	調剤	令和2年5月1日
シメノドラッグ 魚津薬局	魚津市北鬼江一 丁目5番10号	育成医療、 更生医療	調剤	令和2年5月1日
薬局マツモトキ ヨシ氷見くらか わ店	氷見市鞍川1096 番地	育成医療、 更生医療	調剤	令和2年5月1日
薬局マツモトキ ヨシ福光店	南砺市福光 888 番地1	育成医療、 更生医療	調剤	令和2年5月1日
薬局マツモトキ ヨシ小矢部店	小矢部市綾子 3979 番地	育成医療、 更生医療	調剤	令和2年5月1日
そうごう薬局 サンエール店	高岡市福岡町下 藁新 338 番地 2	育成医療、 更生医療	調剤	令和2年5月1日

## 富山県告示第274号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和2年5月22日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
富山県氷見市角間字城戸142
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良区の役員の退任

熊野土地改良区の役員であった次の者が令和2年3月22日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年5月22日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	向 川 登志雄	富山市安養寺 84番地 1
同	村 下 武	同 下熊野 514番地
同	長 森 治 雄	同 森田 1770番地
同	高 田 重 雄	同 牧田 136番地
同	若 林 義 博	同 林崎 1093番地
同	高 安 邦 夫	同 南金屋 425番地
同	古 田 嘉 昭	同 上熊野 2441番地 2
監 事	高 橋 博	同 杉瀬 555番地
同	岡 崎 秀 壽	同 島田 7 番地
同	犬 島 満寿雄	同 経力 87番地

**土地改良区の役員の就任**

熊野土地改良区の役員に次の者が令和2年3月23日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年5月22日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	向川 登志雄	富山市安養寺 84番地1
同	高安 邦夫	同 南金屋 425番地
同	高田 重雄	同 牧田 136番地
同	長森 治雄	同 森田 1770番地
同	岡崎 秀壽	同 島田 7番地
同	若林 義博	同 林崎 1093番地
同	村上 孝光	同 宮保 83番地
監事	犬島 比斗志	同 経力 177番地
同	熊本 幹男	同 上熊野 2195番地
同	栗山 慎一	同 下熊野 305番地

**土地改良区の役員の退任**

井田川水系土地改良区の役員であった次の者が令和2年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年5月22日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	若林 博之	富山市八尾町翠尾 510番地
同	上田 寿男	同 八尾町三田 408番地
同	谷井 正一	同 八尾町青根 971番地
同	林 武夫	同 婦中町上井沢 100番地

同	浅 倉 敏 夫	同	婦中町島田	231番地 1
同	米 田 吉 輝	同	八尾町福島	587番地
同	西 田 秀 夫	同	八尾町高熊	1178番地
同	武 部 良 一	同	八尾町石戸	584番地
同	鎌 正 秋	同	八尾町舘本郷	1262番地
同	花 島 秀 義	同	八尾町下笹原	4583番地
同	吉 森 一 郎	同	八尾町水口	1536番地
同	高 堂 晴 朗	同	婦中町上吉川	267番地
同	平 林 恭 秀	同	八尾町平沢	389番地
同	林 忠 司	同	婦中町浜子	1357番地 3
同	清 水 雅 彦	同	八尾町上笹原	1057番地
同	若 林 良 作	同	八尾町新田	140番地
同	野 原 利 一	同	婦中町下吉川	362番地
同	石 森 孝 志	同	八尾町水谷	86番地
同	大 開 守	同	八尾町新田	378番地
同	早 瀬 勇 雄	同	婦中町田屋	1408番地
監 事	福 山 英 則	同	八尾町上高善寺	1291番地
同	奥 野 信 行	同	婦中町千里	409番地
同	宮 本 祥 示	同	八尾町高善寺	68番地20

### 土地改良区の役員の就任

井田川水系土地改良区の役員に次の者が令和2年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年5月22日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所	
理 事	若 林 博 之	富山市八尾町翠尾	510番地
同	上 田 寿 男	同 八尾町三田	408番地

---

同	谷井正一	同	八尾町青根	971番地
同	浅倉敏夫	同	婦中町島田	231番地1
同	杉林幸進	同	婦中町下井沢	3226番地
同	坂本常夫	同	八尾町尾久	281番地
同	北山廣明	同	婦中町千里	766番地
同	花島秀義	同	八尾町下笹原	4583番地
同	平林恭秀	同	八尾町平沢	389番地
同	齊藤昇治	同	八尾町館本郷	631番地
同	福山英則	同	八尾町上高善寺	1291番地
同	清水雅彦	同	八尾町上笹原	1057番地
同	林幸雄	同	婦中町中島	648番地
同	若林良作	同	八尾町新田	140番地
同	野原利一	同	婦中町下吉川	362番地
同	中井清人	同	八尾町東川倉	84番地
同	數井紳一	同	八尾町奥田	234番地
同	瀬川稔	同	婦中町上井沢	482番地
同	生田勲	同	婦中町上吉川	273番地
同	大開守	同	八尾町新田	378番地
同	茂清志	同	八尾町妙川寺	1048番地
監事	荒井聡司	同	婦中町小倉	1252番地
同	北井眞平	同	上野寿町	8番地17
同	東山政之	同	八尾町福島	159番地

### 土地改良区の役員の退任

富山市蜷川土地改良区の役員であった次の者が令和2年4月5日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年5月22日

---



富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	小 柴 武 洋	富山市布市 221番地
同	上 田 勉	同 上袋 330番地 1
同	田 中 幹 夫	同 黒瀬 539番地 5
同	田 中 平 伸	同 赤田 412番地
同	西 本 信 政	同 小杉 610番地 1
同	吉 田 精 彰	同 黒崎 326番地
同	北 野 勉	同 蛭川 267番地 1
同	藤 田 博 良	同 八日町78番地
監 事	吉 田 幸 一	同 二俣 295番地
同	永 森 清 範	同 小杉 698番地 1
同	布 村 茂	同 布市 261番地

### 土地改良区の役員の就任

富山市蛭川土地改良区の役員に次の者が令和2年4月6日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年5月22日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	吉 田 幸 一	富山市二俣 295番地
同	北 野 孝 吉	同 蛭川 213番地 1
同	布 村 茂	同 布市 261番地
同	西 本 信 政	同 小杉 610番地 1
同	吉 田 精 彰	同 黒崎 326番地
同	高 稲 保	同 上袋 261番地
同	近 藤 政 男	同 黒瀬北町一丁目 4 番地 7
同	澤 野 祐	同 八日町 133番地

---

監事	田中平伸	同	赤田	412番地
同	村井剛	同	布市	932番地
同	坂本弘志	同	大泉本町一丁目11番26号	

### 土地改良区の役員の退任

外輪野用水土地改良区の役員であった次の者が令和元年8月30日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年5月22日

富山県知事 石井隆一

職名	氏名	住所
理事	藤記隆	富山市婦中町外輪野 11527番地

### 土地改良区の役員の就任

外輪野用水土地改良区の役員に次の者が令和2年2月28日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年5月22日

富山県知事 石井隆一

職名	氏名	住所
理事	水上勇次	富山市婦中町外輪野 12498番地

### 土地改良区の役員の就任

朝日土地改良区の役員に次の者が令和2年3月30日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年5月22日

富山県知事 石井隆一

---

---

職 名	氏 名	住 所
監 事	田 村 善 光	富山市婦中町下条 646番地

## 基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終った旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和 2 年 5 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

基本測量（国土広域情報 修正）

### 2 作業期間

平成31年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

### 3 作業地域

富山県全域

## 公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和 2 年 5 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 2 作業期間

令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

---

### 3 作業地域

富山県全域

## 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和2年5月22日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

放置駐車違反管理等システム 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和3年3月1日から令和8年2月28日（60か月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 本装置の稼動後に、平日の執務時間内の保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

### 3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 応札仕様書等の提出期限

令和2年6月19日 午後5時15分

### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の請求方法

令和2年5月22日から同年6月12日までの間（必着）、前記(1)へ郵便切手を貼付した返信用封筒を同封の上、請求すること。

- (3) 入札書の提出方法

10に掲げる方法のいずれかにより、令和2年7月3日正午（必着）までに、前記(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。ただし、窓口持参の場合は、日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）に、前記(1)に掲げる入札書の提出場所に

提出することとし、提出期間最終日は、午前8時30分から正午までに、前記(1)に掲げる入札書の提出場所に提出すること。

## 5 開札の日時、場所等

### (1) 開札日時

令和2年7月3日 午後1時30分以降

### (2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部6階 会計課内

### (3) 開札は、4(1)の部署の入札執行者、立会者及び本件入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

## 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

### (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

### (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

### (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

### (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1か月分の賃借料の金額とする。

### (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

### (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限

の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (2) 開札は、5(3)に掲げる方法で執行するので、入札参加者の立会いはできないものとする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとし、結果については異議を受け付けられないものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再入札（2回目の入札）をするものとし、入札参加者に直ちに初回入札の最低価格及び再入札の日時を事前に申告された FAX番号に通知するものとする。
- (5) 再入札書の提出期限は、原則として、再入札通知の日の翌々日（日曜日及び土曜日は除く。）の正午とする。
- (6) 再入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

## 10 入札書等関係書類の受付方法

### (1) 郵便の場合

入札参加者は、入札書と入札参加資格確認通知書の写しを同封して密封し、糊付け部に割印（代表者印に限らないものとする。）を押した上で、その封皮に必要事項を記載した「入札書送付票」を貼り付けて簡易書留により郵送するものとする。

なお、入札書送付票の貼付けのないものは入札書を無効とする。

### (2) 窓口持参の場合

前記(1)に従い作成した「入札書送付票」を貼り付けたものを4(1)の部署に4(3)の期限までに窓口提出するものとする。

## 11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。

- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件契約手続の停止等を行うことがある。

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Illegally parked parking violation system of administration, one set
- (2) Your bid must be delivered not later than noon on July 3, 2020
- (3) Contact point for notification:  
Accounting Division, Police Administration Department  
Toyama Prefectural Police Headquarters  
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.  
930-8570 Japan  
Phonenumber: 076-441-2211

## 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

令和 2 年 5 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量  
エックス線マイクロアナライザ 一式
- (2) 借入物品等の規格、機能、性能等  
入札説明書による。
- (3) 借入期間  
令和 2 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日（84 か月）



## (4) 借入場所

入札説明書による。

## (5) 借入条件

入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 本装置の故障等に対応するため、保守担当者との連絡が取れる体制を確保できる者であること。

## 3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限

令和2年6月19日 午後5時15分

## 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

## 富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

## (2) 入札説明書の請求方法

令和2年5月22日から同年6月12日までの間（必着）、前記(1)へ郵便切手を貼付した返信用封筒を同封の上、請求すること。

## (3) 入札書の提出方法

10に掲げる方法のいずれかにより、令和2年7月3日正午（必着）までに、前記(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。ただし、窓口持参の場合は、日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）に、前記(1)に掲げる入札書の提出場所に提出することとし、提出期間最終日は、午前8時30分から正午までに、前記(1)に掲げる入札書の提出場所に提出すること。

## 5 開札の日時、場所等

## (1) 開札日時

令和2年7月3日 午後1時30分以降

## (2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部6階 会計課内

(3) 開札は、4(1)の部署の入札執行者、立会者及び本件入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

## 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1か月分の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 開札は、5(3)に掲げる方法で執行するので、入札参加者の立会いはできないものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとし、結果については異議を受け付けられないものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再入札（2回目の入札）をするものとし、入札参加者に直ちに初回入札の最低価格及び再入札の日時を事前に申告されたFAX番号に通知するものとする。
- (5) 再入札書の提出期限は、原則として、再入札通知の日の翌々日（日曜日及び土曜日は除く。）の正午とする。
- (6) 再入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

## 10 入札書等関係書類の受付方法

### (1) 郵便の場合

入札参加者は、入札書と入札参加資格確認通知書の写しを同封して密封し、糊付け部に割印（代表者印に限らないものとする。）を押した上で、その封皮に必要事項を記載した「入札書送付票」を貼り付けて簡易書留により郵送するものとする。

なお、入札書送付票の貼付けのないものは入札書を無効とする。

(2) 窓口持参の場合

前記(1)に従い作成した「入札書送付票」を貼り付けたものを4(1)の部署に4(3)の期限までに窓口提出するものとする。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
X-ray Microanalyzer, one set
- (2) Your bid must be delivered not later than noon on July 3, 2020
- (3) Contact point for notification:  
Accounting Division, Police Administration Department  
Toyama Prefectural Police Headquarters  
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.  
930-8570 Japan  
Phonenumber: 076-441-2211